

稲美町工事中間前金払交付申請手続きについて

稲美町役場 総務課

契約した工事が前払金の交付対象となっている場合で、中間前払金を希望される場合は次の手続きによって申請してください。

1. 提出書類

- | | |
|---|---------------|
| (1) 工事中間前金払認定請求書(様式第 3 号) | 1 通 |
| (2) 工事履行報告書(様式第 4 号) | 1 通 |
| (3) 工程表 | 1 通 |
| (4) 出来形が確認できる資料(数量表、図面、写真等) | 1 通 |
| (5) 工事中間前金払交付申請書(様式第 6 号) _{※1} | 1 通 |
| (6) 工事中間前払金請求書(様式第 7 号) _{※1} | 1 通 |
| (7) 中間前払いに係る保証証書 _{※1、※2} | 原本 1 通、写し 1 通 |

※1 工事担当課から「工事中間前金払認定調書」を交付されたのちに提出してください。

※2 保証証書は、保証事業会社に対して保証申込みを行い、保証契約を締結した時点で保証事業会社が発行する書類です。

2. 提出先 工事担当課

3. 提出書類の記載方法

- (1) 工事中間前払金交付申請書
 - ・「前払金額」は、契約金額の 20%以内で、10 万円未満の端数は切り捨てること(保証証書の保証金額に同じ)。
 - ・「前払保証期間」は、契約書の工期に同じ。
- (2) 工事中間前払金請求書

前払金の支払いは、口座振替で行いますので、請負者(申請者)において必ず銀行等(預託金融機関)の前払金専用普通口座を設けてください。

4. 前払金支払日 適正な提出書類を受理した日から起算して 14 日以内に支払います。